

(公印省略)

こか相第 655号
令和6年7月19日

大分県医療ソーシャルワーカー協会長 殿

大分県こころとからだの相談支援センター
所長 土山 幸之助

令和6年度依存症支援者相談会について（依頼）

精神保健福祉事業の推進につきましては、平素から御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。
当センターでは、依存の健康課題を抱える方を支援する支援者を対象に、対応力向上と地域の支援体制強化を目的として、令和6年度依存症支援者相談会を下記のとおり開催します。

つきましては事例提供者として、貴協会員 中村 賢介 氏の御出席についてご配慮くださるようお願いいたします。

なお、参加については事例提供者を含めて下記の方法によりお申込ください。

記

- 1 日 時 令和6年8月30日（金） 13:30～16:00
2 会 場 大分県こころとからだの相談支援センター 別館2階研修室
(大分市大字玉沢908番地)
3 対 象 依存症者・家族の支援に関わる機関 *先着30名程度
4 内 容 (1) 依存症支援者の困りについて検討（2事例）
①「緊急入院した方が退院するまでにできる関わり」（仮）
話題提供：津久見中央病院 相談員 中村 賢介 氏
②「飲酒状況について話題にとりあげにくいときにできる関わり」（仮）
話題提供：大分県地域生活定着支援センター 相談員 杉尾 美知果 氏
(2) 意見交換
(3) 助言者よりコメント
5 助 言 者 竹下粧子クリニック 院長 竹下 粧子 氏
センター依存症相談員 精神保健福祉士 松前 香里 氏
特定非営利活動法大分 DARC 施設長 藤川 聰 氏
大分県こころとからだの相談支援センター 所長 土山 幸之助
6 参加申込 参加希望の支援者は参加申込フォームにて令和6年8月21日（水）までに申込をお願いします。

下記アドレスもしくは右記二次元コードをご利用ください。

(<https://ttzk.graffer.jp/pref-oita/smart-apply/surveys/5826241761867284679>)



QR コードは(株)デンソー
ウェーブの登録商標です

(問合せ先) 大分県こころとからだの相談支援センター
総務企画課 川島
TEL 097-541-5276
MAIL kawashima-hideyuki@pref.oita.lg.jp

令和6年度 依存症支援者相談会実施要領

1 目的

依存の健康課題を抱える方への支援の中で生じる困りを共有・検討し、精神医学等多様な専門領域から見立てを行い、解決策を導くとともに、依存症の支援にあたる福祉・保健・医療関係者の連携強化、資質の向上を目指す。

2 開催日 令和6年 8月30日（金） 13：30～16：00

3 会場 大分県こころとからだの相談支援センター 別館2階 研修室

4 対象者 依存症支援機関 30人程度（申込み多数の場合は先着順とする）

- (1) 精神科医療機関（小児精神科除く）
- (2) 医療機関（医師会、三次救急病院の地域連携室：大分大学医学部附属病院、大分県立病院、アルメイダ病院、新別府病院）
- (3) 医療関係機関（大分県看護協会、大分県医療ソーシャルワーカー協会、大分県精神保健福祉士協会、大分県訪問看護ステーション協議会）
- (4) 青少年育成機関（大分青少年総合相談所）
- (5) 産業保健機関（大分産業保健総合支援センター）
- (6) 警察本部（大分県警厚生課、大分県警交通企画課）
- (7) 司法機関（大分県保護司会連合会、大分刑務所、大分検察庁、大分保護観察所、大分県弁護士会、法テラス、大分県地域生活定着支援センター）
- (8) 教育機関（教育庁福利課、依存症研究者）
- (9) 福祉機関（大分県社会福祉士会、大分県社会福祉協議会、地域包括支援センター；市町村高齢者担当課経由）
 - (11) 民間支援機関（大分DARC、更生保護施設あけぼの寮、黎明荘、ASK大分支部）
 - (12) 国機関（大分財務事務所）
 - (13) 市町村（障害福祉担当課、生活保護担当課）
 - (14) 県機関（障害福祉課、人事課健康支援班、地域福祉室、各保健所・保健部、消費生活・男女共同参画プラザ）

5 内容

- (1) 依存症支援者の困りについて検討（2事例）
 - ①困りと事例の概要を説明 [10分]
 - ②質疑応答 [10分]
 - ③小グループ内協議と全体共有 [25分]
 - ④助言者よりコメント [10分]
- (2) 意見交換 [30分]
- (3) コメント [10分]

6 助言者

竹下粧子クリニック	院長	竹下 粧子 氏
センター依存症相談員	PSW	松前 香里 氏
特定非営利活動法大分 DARC	施設長	藤川 聰 氏
大分県こころとからだの相談支援センター	所長	土山 幸之助

7 検討会の運営

- (1) 検討会に参加する者は、個人情報に関する取り扱い誓約書を提出するものとし、検討会で取り扱った個人情報に関して守秘義務を負う。
- (2) 支援者の困りに関する発表は、別紙に定めた様式に沿って行う。